

人員、設備及び運営に関する基準等の改正について

1 省令の改正

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等については、介護報酬に係る改定と併せて、3年に1度の改正を行ってきており、平成30年度においても、関係省令について所要の改正が行われた。

2 改正の概要

※「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び社会保障審議会介護給付費分科会資料（「運営基準の改正等の概要（案）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等の主な内容について」、社会保障審議会介護給付費分科会「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」）をもとに調整し作成

（1）地域包括ケアシステムの推進関係

① 医療と介護の複合ニーズに対応する介護医療院の創設

- ・ 介護療養型医療施設同様に、介護医療院においても訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の提供が可能となるよう基準を設定する。
- ・ 関係規定を整理する。

② 医療と介護の連携の強化

ア 居宅介護支援事業所と医療機関との連携を強化

利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを、居宅介護支援事業者に義務づける。

イ 訪問介護のサービス提供責任者の役割の明確化

訪問介護のサービス提供責任者の責務に、居宅介護支援事業所等のサービス関係者に、利用者の服薬の状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況等の情報を提供することを加える。

ウ 平時からの医療機関との連携を促進

- ・ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等を、利用者の同意を得て主治の医師等に伝達することを、ケアマネジャーに義務づける。
- ・ 利用者が訪問看護などの医療サービスを希望しているなどの場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求め、意見を求めた主治の医師等にケアプランを交付することを、ケアマネジャーに義務付ける。

エ ケアマネジメントプロセスを簡素化

末期の悪性腫瘍の利用者について、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすることなど。

オ 施設における入所者の病状の急変等への備え

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設に対して、入所者の病状の急変等への備えとして、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による方針を定めなければならないことを義務付ける。

③ 各種サービスの供給量の増大

ア 共用型認知症対応型通所介護の普及促進

ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設における共用型認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たり入居者と合わせて12人以下」に見直す。

イ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を設定し、サービスの供給量を増やす。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護の診療所からの参入を促進

看護小規模多機能型居宅介護について、有床診療所が実施する際の宿泊室基準を緩和するなど。

エ 医療資源の有効活用

一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和（設備基準から削除）するなど。

④ 公正中立、質の高いケアマネジメントの推進

ア 利用者の意思に基づいた契約の確保

利用者は、ケアプランに位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを、居宅介護支援事業者に義務づける。

イ 人材育成の取組を促進

主任ケアマネジャーであることを居宅介護支援事業所の管理者の要件とする。

※一定の経過措置期間を設定

ウ 不当な働きかけの禁止

訪問介護事業者は、ケアマネジャー及び被保険者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

⑤ 共生型サービスの基準の設定

ア 障がい福祉の事業所等は共生型サービスの指定が受けられるように基準を設定

共生型サービスについては、障がい福祉の指定を受けた事業所等について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受けられるものとして基準を設定する。

イ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進

療養通所介護事業所の定員数を引き上げる。

※療養通所介護では、重症心身障がい児・者を通わせる児童発達支援等を実施している

ウ ケアマネジャーと相談支援専門員との連携促進

障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が、介護保険サービスを利用する場合等において、居宅介護支援事業者が相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。

(2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現関係

① 訪問リハビリテーション事業所への医師の配置

訪問リハビリテーション事業所においては、リハビリテーション計画の作成に当たり、事業所の医師が診療する必要があることから、訪問リハビリテーション事業所に医師を1名以上置かなければならないものとする。

※ただし、事業所である病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務を可能とするほか、訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、通所リハビリテーションの人員基準と同様に当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。

② 身体的拘束等の適正化の推進

介護老人保健施設等の居住系・施設系サービス等については、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づける。

(3) 多様な人材の確保と生産性の向上関係

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの専任要件等の緩和

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の日中のオペレーターの兼務等については、夜間・早朝と同様に、電話の転送機能を活用するなど利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと同一敷地内の事業所の職員の兼務を認める。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のオペレーターの要件については、訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を3年以上から1年以上に緩和する。

② 介護・医療連携推進会議の開催頻度等の緩和

介護・医療連携推進会議の開催頻度については、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とするなど。

(4) 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保関係

① 福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

② 訪問回数の多い利用者への対応

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、ケアマネジャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出るものとし、届け出られたケアプランについては、地域ケア会議において検証するほか、必要に応じて、ケアマネジャーに対して是正を促す。

③ 地域へのサービス提供の推進

一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。

④ 離島や中山間地域等における居宅療養管理指導の提供

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を創設するに当たり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営規程に定める。

(5) その他

① 介護報酬の算定実績を踏まえ、看護職員による居宅療養管理指導は廃止する。

② 語句や条ずれ等の整理をする。

3 市条例の改正

省令と同様の内容で、市の関係条例の一部を改正する予定。

※「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」により、関係する12条例を改正する。

4 施行期日

平成30年4月1日

※福祉用具貸与に係る商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することなどは、平成30年10月1日施行

(参考)

【改正する条例一覧】

番号	条例の名称
1	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第4号)
2	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第5号)
3	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第6号)
4	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第8号)
5	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第9号)
6	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第10号)
7	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第11号)
8	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第12号)
9	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第13号)
10	青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第14号)
11	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成26年青森市条例第44号)
12	青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成26年青森市条例第45号)

※新設条例：青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例